

「バス・タク旅」やまがた巡り事業の一時停止と期間延長等について Q&A

■ Q & A

Q 1. 一時停止の理由は。

A 1. 新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、県内医療体制がひっ迫していることから、往来を最小限にとどめ、これ以上の感染拡大を阻止するため、キャンペーンを一時停止するものです。

<令和3年1月8日追記>

令和3年1月11日（日）までの一時停止理由のほか、県の感染拡大防止の取り組みや、首都圏（1都3県）に緊急事態宣言が発令されるなどの感染拡大状況等を踏まえ、一時停止期間を延長するものです。

Q 2. 一時停止の期間は。

A 2. 令和2年12月28日（月）～1月11日（月）に催行、運行されるバス、タクシー、レンタカー（以下「バス等」という。）を利用した旅行商品の催行又はバス等の運行（以下「旅行等」という。）を助成の適用対象外とします。
（Go To トラベル事業の全国一斉停止期間と同じ）

<令和3年1月8日追記>

令和3年1月12日（火）から令和3年1月25日（月）まで一時停止期間を延長します。（2週間）

Q 3. 旅行の一部期間に一時停止期間を含む場合の取り扱いは。

A 3. 宿泊を伴う旅行等（12月28日（月）以降の宿泊を伴うもの）で、旅行等の期間の一部に一時停止期間を含む場合は、全ての期間を助成の適用対象外とします。
今回の一時停止が、往来を最小限にとどめ、新型コロナウイルス感染拡大を阻止するための措置である趣旨を鑑み、御理解くださるようお願いいたします。

Q 4. 一時停止の対象となるのは。

A 4. 県内の旅行会社並びにバス、タクシー、レンタカー事業者が実施する本事業の助成対象となる旅行等のすべてが該当します。

<令和3年1月8日追記>

県内の小・中・高・特別支援学校において、教育課程の中で行うスキー教室などの学校行事等については、助成制度の有無に関わらず実施されるものであることを

踏まえ、一時停止の適用については個別に判断しますので、一時停止期間中に学校行事等で本事業の利用を予定している場合は、担当まで事前に照会願います。

Q 5. 1月12日(月)以降の取扱はどうなるのか。

A 5. 12月21日(月)現在、1月12日(月)以降については、助成の適用を可能とする予定ですが、一時停止措置の延長等もあり得るので、御理解くださるようお願いいたします。

＜令和3年1月8日追記＞

1月26日(火)以降については、県の感染拡大防止の取組みや、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ判断することになります。

Q 6. キャンセル料の取り扱いについて。

A 6. 旅行者は、既に申込済の本事業を利用した旅行等について、令和2年12月24日(木)24時までの間、無料でキャンセル可能とします。

事業者の皆様には、本事業の利用予定者に対し、キャンセルの有無を確認していただくようお願いいたします。

＜令和3年1月8日追記＞

1月12日(火)～1月25日(月)の旅行等については、1月8日(金)午前10時までに予約のあったものを1月17日(日)24時までにキャンセルした場合は無料でキャンセル可能とします。

事業者の皆様には、本事業の利用予定者に対し、キャンセルの有無を確認していただくようお願いいたします。

Q 7. 12月25日(金)以降のキャンセル料の取り扱いについて。

A 7. 事業者が定めるキャンセル規定に従ったキャンセル料が発生します。

＜令和3年1月8日追記＞

令和3年1月18日(月)以降の予約キャンセル料については、事業者が定めるキャンセル規定に従ったキャンセル料が発生します。

Q 8. キャンセル補てんの内容について。

A 8. 令和2年12月15日(火)から令和2年12月24日(木)24時までに、本事業を利用した旅行等を中止又はキャンセルした場合、当該旅行等における割引予定額(1日1台あたり最大 バス5万円、タクシー2万円、レンタカー5千円、催行人数助成 1日1名あたり1千円)を事業者に対して補てんします。

ただし、Go To トラベル事業と併用していた旅行等については、政府でキャンセル料の負担(旅行代金の50%に相当する額)を行うことから、「バス・タク旅」やまがた巡り事業での補てん対象外とします。(Go To トラベル事業以外の割引と併

用した旅行等は対象とします。)

<令和3年1月8日追記>

令和3年1月17日(日)24時までには本事業を利用した旅行等を中止又はキャンセルした場合は、上記と同様に事業者へ補てんします。

Q9. キャンセル料が補てん額の上限額を上回る場合、差額分の追加補てんはあるのか。

A9. 実際のキャンセル料が補てん額を上回る場合でも、上限は助成予定額(最大 バス5万円、タクシー2万円、レンタカー5千円(1日/台))となります。あわせて、募集型旅行商品の催行を中止した場合は、催行予定人数1名につき1日あたり1千円を催行されたものとして補てんします。

Q10. 一時停止期間の旅行等を1月12日(月)以降に振り替えた場合の取扱いについて。

A10. 旅行等を振り替えた場合、キャンセル補てんの対象とはなりません。

<令和3年1月8日追記>

一時停止期間終了後に本事業を利用した旅行等を振り替えた場合、上記と同様、キャンセル料の補てん対象にはなりません。

Q11. 当初 Go To トラベル事業と「バス・タク旅」事業を併用した旅行等のうち、Go To トラベル事業の全国一斉停止発表後、「バス・タク旅」事業だけの利用として旅行等を中止又はキャンセルをしなかったが、このたびの本事業の一時停止により旅行等を中止又はキャンセルした場合は、Go To トラベル事業との併用ではない旅行等として「バス・タク旅」事業が補てんするのか。

A11. Go To トラベル事業による補てんが適用される場合には、「バス・タク旅」事業の補てん対象外とします。

Q12. キャンペーン期間を2月28日(日)まで延長する理由は。

A12. 年末年始の期間の利用を一時停止したことから期間を延長したものです。

あわせて、学校でのスキー教室での利用など、冬期の需要回復を図るものです。

<令和3年1月8日追記>

一時停止の期間を延長したことを踏まえ、一時停止期間の終了後におけるバス等の需要回復の促進を図るものです。